

連結財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。なお、行政サービス提供能力が著しく減少した場合等は、相当の減額を行った後の価額で計上しています。また、物品は、取得価額が500千円以上（美術品は3,000千円以上）の場合に計上しています。

なお、一部の連結対象団体（法適用の公営企業会計、地方三公社、第三セクター）においては、原則、取得原価としています。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

② 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般会計等において、棚卸資産はありません。

水道事業会計の貯蔵品については先入先出法による原価法で評価を行っています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産及び無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

② リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額につ

いて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

水道事業会計及び下水道事業会計を除き、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名		区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計		地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計				
介護保険特別会計				
介護予防サービス事業特別会計				
水道事業会計		地方公営企業会計		
下水道事業会計				
群馬県 市町村総合 事務組合	消防補償等支給事務	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.27%
	消防賞じゅつ金支給事務			1.66%
	災害弔慰金支給事務			7.76%
	非常勤職員公務災害補償事務			6.26%
	学校医等公務災害補償事務			4.00%
	群馬県市町村公平委員会			4.52%
群馬県市町村会館管理組合				2.86%
群馬県後期高齢者医療広域連合				1.66%
玉村町土地開発公社		地方三公社	全部連結	—
公益財団法人 玉村町農業公社		第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人 玉村町文化振興財団				

連結の方法は以下のとおりです。

- ① 地方公営事業会計・地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方独立行政法人は、該当ありません。
- ④ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ⑤ 第三セクター等は、出資割合が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和4年4月1日～令和4年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産及び普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。